

北九州市農業委員会
第28回東部部会会議（令和7年度11月部会会議）議事録

1 日 時 令和7年11月11日（火）午前10時00分～午前11時05分

2 場 所 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 28名

農業委員 10名

川江秀孝	藤堂孝雄	各務浩	中谷陽子
柳野保博	古田俊策	中村治雄	清水正人
澤水理佳	稲光進		

農地利用最適化推進委員 18名

増田強	中村眞一	平尾長正	松根豊春
吉村晃一	坂井準二	有松政則	村田堯
平林秀美	村田紘	酒井一生	古田仁重
瀬戸克哉	木村博美	大下治三	黒崎隆博
河内一弥	小田征二		

・欠席委員

農地利用最適化推進委員 2名 矢野孔清、山本勇次

4 事務局出席者

福田 事務局長	池永 次長	田上 係長	吉田 主任
岩本 主任			

5 議 事

(1) 農地関係

【報 告】

報告第150号	許可又は受理の取消願について	1件
報告第151号	非農地証明願について	2件
報告第152号	農地法第3条の3の規定による届出について	4件
報告第153号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	6件
報告第154号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	11件
報告第155号	農地改良届について	1件

【議 案】

議案第70号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第71号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第72号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による決定について	8件

(2) 一般議案

議案第1号 北九州市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

6 傍聴人 なし

部会長

ただ今より、令和7年度第28回東部部会会議を開会します。会議の効率的な運営の観点から、議案書は事前に各委員に送付しております。報告事項につきましては、事務局の読み上げは省略します。

それでは、議案書の11ページをお開きください。議案第70号「農地法第3条の規定による許可申請について」、審議を行います。議案事項につきましても、報告事項と同様に、事務局による読み上げは省略します。

それでは、小倉南区大字母原地区担当の棚野委員、報告をお願いします。

棚野委員

議案第70号について、譲渡人は規模縮小、譲受人は規模拡大となっておりますが、譲渡人が代表をしている法人に、申請地を貸し出すものです。大字母原の申請地において、継続して、かつお菜、ブロッコリー等を栽培する計画です。

農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を十分に満たしていると考えます。以上、報告いたします。

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第70号につきましては、許可と決定いたします。

続きまして、議案書の12ページをお開きください。議案第71号、「農地法第5条の規定による許可申請について」、審議を行います。今月担当の第2東部調査委員会、稲光調査長から報告をお願いします。

稲光調査長

まず、第1項について、申請地は、第1種及び第3種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地です。建設業者が、事業拡大のため、過去に転用した既存の無蓋資材置場の隣の農地を転用するものです。

現在、既存の無蓋資材置場に廃材等を置いていますが、撤去に向けて、市の環境局とのやり取りが進んでいます。

そのこと以外は、地元水利権者の承認や、隣地の承諾を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われまます。

事務局によると、許可権者である県としては、申請自体は受理せざるを得ないが、申請事業者と市の環境局との調整が整うまでは、転用審査を保留し、完了以降に審査を進めていくとのことでした。

次に、第2項について、申請地は、上下水道が埋設されている沿道の区域で、おおむね500m以内に2つ以上の教育及び医療施設があることから、第3種農地です。不動産業者が無蓋駐車場として、農地を転用するものです。地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われまます。以上、ご報告い

たします。

部会長

ただ今の報告等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第71号につきましては、適切な意見を県に提出と決定いたします。

続きまして、議案書の15ページをお開きください。議案第72号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による決定について」は、実質的には、従来の利用権の設定と同様です。法律改正により、必ず機構を経由することとなり、出し手が機構に貸し渡して、それから、機構より受け手が借り受ける流れとなっています。何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第72号は、原案どおり決定といたします。

それでは、続きまして一般議案の審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、お手元配布の資料をご覧ください。北九州市農業振興地域計画の変更に
関する意見について(照会)というものでございます。こちらは、「農業振興地域の整備
に関する法律」に基づき北九州市農業振興地域整備計画の変更に当たりまして、北
九州市長から意見を求められたものでございます。詳細については、東部農政事務所
の担当者からご説明いたします。

東部農政事務所

おはようございます。東部農政事務所中野と申します。よろしくお願ひいたしま
す。それでは資料に沿ってご説明させていただきます。

北九州市農業振興地域整備計画の変更に關しまして、市長から農業委員会の方に
意見をお伺ひするものです。

農業振興地域整備計画というのは、北九州市が農振法に基づき定めている計画で
して、その計画の中の農用地利用計画、この計画の中で、農用地区域のエリアとその
用途区分、農地と農業用施設用地2つございますけども、それを定めているもので
す。今回、農用地利用計画の変更につきまして、これが適当かどうか、農業委員会
の方にお伺ひするものです。

それでは、変更の内容についてご説明させていただきます。ページを1枚めくっ
て裏面になります。書類の向きが横並びになりますけども、農用地利用計画の変更の
一覧ということで、表になっております。変更の内容としましては、農用地区域の用
途を農地から農業用施設用地に変更するといったものです。

変更の申出者、小倉南区下吉田二丁目の〇〇、同じく△△の2名となっております。
変更する土地の所在が、小倉南区大字吉田の4筆で、面積が□□㎡、申請理由は、

観光いちご農園の開設ということになっております。内容を詳しくご説明します。その次の地図をご覧ください。地図は横長で、この地図の中で真ん中、右ぐらいに斜線を引いてある農地がございます。ここで〇〇さんの息子さんがいちごの生産及び販売を行っている土地です。そして、この中で今回、農用地区域の変更するのが、橙色で色付けをしている区域になります。

営農の状況といたしましては、上の方の大きなこちらの方でいちごの生産、ハウスで生産を行っております。現在は、一番上で橙色の囲まれた白抜きの部分があります左側、こちらの方が既存のハウスになっております。こちらの方で今は次の生産を行っています。

そして真ん中で色が抜けているところ、これは農業用倉庫ということで、これは過去に用途区分の変更済みです。そして真ん中の斜線部分、こちらに今年度県の補助事業を活用しまして、新たなハウスを建設いたしております。

そして下の四角、上半分だけ橙色に塗ってありますが、こちらがいちごの育苗の場所です。上の方の着色部分というのは、〇〇さん今、いちごの生産に続きまして、直売の方もやっております。いちごの生産規模を拡大しまして、それに加えていちごの摘み採り園、観光農園を行う計画としております。そこで、直売所、それと摘み採り園の受付、来場者の休憩場所、駐車場といったものを作る予定でございます。

それと下半分のところの下の部分近くの育苗場所の上の方、橙色をつけておりますけれども、育苗の作業成功率のため、砂利敷きにして、効率性を図りたいということで今回のような計画になっております。橙色の部分で今回、農用地区域の農地から農業用施設用地に変更するといった内容になってございます。変更内容としては以上でございます。

なお、今後の流れですけれども今回農業委員会の方で、ご了承いただけましたら、市の方で農用地利用計画の変更の公告を行って、それで農用地利用計画の変更が確定いたします。その後、農地転用が必要ですので農転の手続きに入るといったような流れでございます。以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

各務委員

農用地と農業用施設用地の違いについての教えていただけると。

東部農政事務所

農用地区域の土地は用途として農用地と農業用施設用地と2つございます。農地というのは普通に耕作している土地でして、農業用施設用地というのは農業用の倉庫が建ったりとか、そういったものになります。

例えば、ハウスとかでしたらハウスの中で耕作をするということであれば、農地のままですけれども、例えばハウスが、下がコンクリート敷きになったりとか、そういうことになってくると、農地転用が必要になりますので、そういった農地転用が必要なものを作るというときは、農業用施設用地に変更するという手続きが必要になります。以上です。

各務委員

そうやって変更になるということは、これからもう一切その倉庫建てようが、砂利を敷こうが一切こちらには連絡が来ないということになるんですかね。今まででし

たら、農地に倉庫を建てる時に必ず農業委員会に申請が来て、答えを出しているわけじゃないですか。でも、ここで今、そういう農業用施設用地に変更されると、倉庫や砂利敷きにしても何の連絡が来ないというふうに考えたらよろしいですか。

東部農政事務所 手続き的なところですけども、農用地区域の変更、用途変更というのが申し出がありましたら、今回のように農業委員会の方に、ご意見を伺って、それでOKでしたら、変更になるという流れになります。

そして、農地転用というのはやっぱり必要ですので、変更になった後農地転用の申請が上がってくるというふうな流れになっています。

各務委員 もう一度こちらに帰ってくるというふうに考えればいいわけですね。

東部農政事務所 ですので、今回の案件も、また物件の周辺の用途区分が変更になった後、また農地転用ということで出てくることになります。

各務委員 続けて、自分が担当者なのでいろいろ聞いて申し訳ないんですけども、今ここで整理番号7のB-1になっているところの場所とか、面積っていうのは変更するだけの面積ですか、全体ではなくて。

東部農政事務所 この書いてあるのは変更する面積で、全体の面積ではなく一部の面積になっております。

各務委員 そういうことですね、どこの場所も全体の面積じゃなくって、オレンジ色とか橙色になったところの面積がここに書いてあるというふうに考えてよろしいですか。

東部農政事務所 はいそうです、説明不足で申し訳ないです。4筆ありますけども、4筆とも一部の面積です。

各務委員 では続けて申し訳ありません。今回ハウス等を建てられて、市と県とか国とかいろいろどこからお金が出たのか私はわかりませんが、大々的に建てられているわけでしょう。これを指導したっていうか、こういう形で進めていきましょうとか予算を取りましようとしたのは、分かる範囲で構わないんですけど、農政なんですか、それとも県なんですか。

東部農政事務所 補助事業の流れとしましては、認定農業者さんの要望というのを、前の年度に受け付けてまして、それで、市の方で予算を取っていくことになります。

その予算を取っていく段階で、県とも協議して県の予算も確保しなきゃいけないので、そういった流れで市と県の方で、予算確保して、翌年の実施になるという流れになります。

各務委員 ではそれをお聞きしたのでお尋ねしますが、ここで皆さんにこんな出てくる時にそのような様式が出るかわかりませんが、今回問題が発生したたわけです。

そうなった時に、市がもし申請をして、そういうものを受け付けたのに、その土地は農業委員会として、そのハウス等を建てたり、土壌改良をするのに大丈夫ですかという質問はこなかったわけですよ、多分。そういう状況でやっているんですね。

それは自分たちの施設をすることに対する申請を受けただけだというふうに多分回答されると思うんですけども、建ってしまっただけからでは、どうもならないんですよ。何か起こった時に。そういう事例が起こったので、農業委員会の皆さんとしての意見として良いならば、一度自分がお願いしようと思ったのは、そういうものが出たときに、その土地がある場合に関してはどうなのかというのをお尋ねしてもらうことはできないんですか。

そうじゃないと、農業委員会として見ている土地で、ほぼ、どなたかどんどん工事されていっても、わからないんです。

ただ、絶対その建物が建つというのを受けますからというふうに、もちろん地主さんからの話は聞きますけれども、もうその土地としてはどうなのかというのを一応、農業委員会は隣りにあるんだから、聞いてみてもらうのはおかしいことなんですかね。

東部農政事務所

おっしゃられるとおり今回、ちょっと埋め立てたりとか、そういったことで農業委員会の方でもいろいろ調整いただいたということで、承知しております。ハウスを建てるという場合、例えば埋めるのであれば、埋めた上で建てるのであればその前段として埋める時の届け出なり入れませんと、そういったことも説明の上でやっていきたいと思っていますし、委員おっしゃられた通りに、事前にこういった対応はというよりは事務局とも相談するなりして、今後、不適切なというか、そういった案件がないような形にはしていきたいというふうに思います。

各務委員

できることで皆さんにご迷惑をかけているので、とりあえずそこだけは守っていただきたいなと思います。ありがとうございました。

黒崎委員

改良届は出さなくてもいいんですか。今こうやってハウスっていうのは、こういう現状になったけど出さない。

部会長

すでに改良届を出した上で埋めたんですよ。ただその埋めたのがバラスを埋めて、擁壁までした上でいかななものかと、そのあとから結局、先にしてしまったもので、だから農業委員会としても後からついて行って、3回ぐらい現地に見に行ったのかな。

最終的に地主さんの方もある程度農業委員会サイドの要望に答えていただいた上で、先月、最終的に現地を見に行った時点で、一応調査に伺った委員さんからは、要は仕方ないだろうということで一応結論は出しております。

その結論をいただいても後片付けがあるんですが、農用地利用計画の変更というこれが出てきて、これが例えば正式に今の建物が建っているところがですね、農用地から外そうというのがあるんでございますが、何かございますか。

清水委員

これと同じような問題がですね、うちもこれやったんですよ。もう20年ぐらい前、24、25年ぐらい前の話になるんですけど、この時はですね、施設用地だとか、農用

地とか、こういったのは一切できませんでした。

ただし、この本質を事業性のもとで、トラックが入ってきたりだとか、転回する場所が欲しい、そういったものに関してはですね、砂利を敷いていいですよと。

それと当時、農業用倉庫、中にコンクリートを打っているかを、コンクリート張りしたい。であればこれ逆に宅地申請っていうんですか、そっちの方で動いてくれと。おそらくどんどん直売施設の倉庫だとか、そういったのを広げていいですよって言うている申請と同じじゃないか、はっきり言って。実際そうですね。その時ですね、うちも農業委員会から何名か見に来ていただいて、通路はいいですよ。施設づくりなんで、中で施設の物を置いたりだとか、・・・置く場所だとか、それから排水施設、それからそういったものに関しては、中で、一部のコンクリートであればいいですよって言うふうには言っていた経緯がありますけど、地目に関しては一切扱っていません。

部会長

すべて要は後付けになってしまったということよね。ハウスも実際に建っておるし、今からどうしますという話じゃなくて、全部できたものが間違えとったと。手続きしてなかったということで、今出てくるわけ。そうですね。それでその現地を見に行った委員さんが、いやちょっとおかしい。2ヶ月以上か、3ヶ月以上かかっているんか、申請が挙がってきてから。7ヶ月かかったそうです。

最初にですね、現地確認に行った委員の皆さんからご指摘を受けたのが7ヶ月前だそうです。それからいろいろ今日に至るまで。

事務局

7月です。

部会長

7月に最初の指摘を受けて、それから2回か3回かですね、現地を見に行っているいと当事者の間さんとですね、いろいろ話をして、ようやく10月に最終的に現地を見に行き、ここまでしてくれたんだから、致し方ない。ということでこれからの計画じゃなくて、もう全部できとるものを〇〇さんがいろいろ手違いで申請を出してなかったの、始末書と共に今出てきておるといのが実態です。

平林委員

この問題はね、結局自分がやってもね、後から承認してもらったらいというようなね、やり方でどんどん進んでいったわけ。もう要するに農業委員会を無視してしまっただけね。もう後付けで承認してもらう、くれるんじゃないかというようなやり方しとるから、現地を確認していった者がね。こういうやり方をするなら農業委員がその土地を見に行く必要がないじゃないか、夏の暑い中ね。

後でどんどん書類を出してきて、こうでした、ああでしたと、これを3カ所、1カ所、2カ所、3カ所、自分たちが勝手にやって、事実はどうだったというようなね、書類が出してくるもんやから、現地確認に行った人が腹を立ててから、もうそれでハウスを建ててしまっただけ、しかもそういうようなことをするっっちゃうこと自体がおかしいんじゃないか。

しかも市の助成金をもらってからね。それでハウスを建てておって、それで、そういうのやり方するんやったらね、みんなもうそれするよ、黙って、どんどんどんどん、農地転用とかする必要がない。それが通っているんやから。

だけどね、余りにもね、農業委員会を無視してね、そういうやり方、本来ならね、全部撤去してしまって元の土地に戻して、それから申請しなさいぐらいの権限を出してもいいの、農業委員会が本当は。それは余りにもね、もう、同じこれから若い者が農業を継いで、いちごの観光農園で一生懸命やろうというその気持ちがあるのを、農業委員会の方がね、そういうその書類が遅れたんでということと言ってあげればいいけれども、そのやる気をなくしてしまったら、その農地が荒地になってしまっただけでは申し訳ないから、やっぱり守るっていうのは、農業委員会は農地を守ってもらう、生かしてく。そういう観点から、いっぺんやり替えてもらって、そうしてせなね、許可だせないじゃない。

私も春吉の地で農家住宅としてね、建てるということで、藤堂委員と見に行ったら表土をはいでしまって、そしてその上にもう今からもコンクリートを打ちますと言わんばかりの基礎のコンクリートをひいてしまって、その土地に対して、いや、これは絶対許可出来んと、こういうふうなことで、あなたたちが進めていくなら、業者に言ってね、全部撤去させなさいと、元の表土をはいだような状態にしないよと、それから申請を出して、県の方が見に来たときに、私はその案件から県の職員に言ったの。

いや、せっかくね、親の後を継いでここに帰ってきて、農業をするという気持ちのある若い者がおるからね、それはその気持ちを認めてやってくれと。やり方がね、一応農業委員会を無視して、表土をはいでしまってもいい、後から許可は絶対くれるんだというようなやり方をするんやったらね、あまりにもその甚だしいから、もうそれやったら許可せんと、県の職員に、いや、せっかくね、ここまで来て帰ってきて、親たちの跡を継いで農業するっていう気持ちを大事にしてやってくれんか、それから書類上では、一応もうやり方がちょっとまずかったけれども、全部撤去させて、それから許可してくれと。

やっぱりあまりにもね、甚だしく、どんどん進めていくような、それから特にもうすでに現地見に行った時にハウスが建ってしまってもう、ビニール貼れば中にいちごが植えられるような状態まで持っていくっていうのがね、ちょっと甚だしいから、そこんところはね、農業委員会と農政の方でね、補助金出して、こういうことをするということならね、ちゃんとあなたたちも一緒だから、お互いに意思疎通を図ってね、行政に進めてもらわんと。税金使ってやる事業だから、補助金、補助事業、国民の税金よ、をお互いに無駄がないように。はい、以上です。

部会長

それでは本件にまた戻りたいと思いますが、というふうなことでですね、今日突然出てきた話ではなくて、過去3ヶ月、4ヶ月にわたってですね、何度も先ほどのような委員さんの議論を重ねて、最終的に致しかたないだろうと。というのが先月結論出て、本日の申請に至っておるというのは、私の方から説明いたします。他に何かご意見ありませんか。

黒崎委員

これこういう例ね、出てくる。もう少し厳しくね、冷静にやってもらいたい。以上です。

部会長

もちろんおっしゃるとおりでございますので併せてですね、こういう開発行為に

については特に目立つので、皆さん日頃からですね、パトロールをなされてる中で、これお前許可が出てないんじゃないかというのはすぐわかると思うんで、その辺のチェックもですね、お願いしたいと思います。

ということで、これは原案通り承認するという事でよろしいですか。

(異議なしの声)

清水委員 1点だけ教えてください。これを出せばここに建屋なりなんなり、建てれるっていうふうな考え方を持っていていいわけですか。

部会長 建屋はもう建つとるのね。

清水委員 この土地を、この広さの土地を、申請を挙げて残地っていうんですか。

部会長 そうですね。あとは宅地指導課が決めるかです、建てていいですよというか、駄目ですよというか。

東部農政事務所 今おっしゃられたように直売所とかそういった施設のことだと思うんですけども、そちらは今から計画してということになります。建てる際には、当然、建築確認申請して審査を受けて建てるということでもあります。

部会長 他にございますか。

増田委員 ちょっと聞きたい、この色分けしているオレンジ色のところが、真ん中が宙に浮いたように区切られていますね。ここ、こういう状態で、建物をこの場所だけ許可したから……

各務委員 このオレンジの部分に当たるところが、△△名義の土地です。△△と〇〇の間で、△△名義の土地のこの部分を借りると。その分、自分とこの土地を出すと、いうようなやりとりがありまして、もうそこ壁が建っているもんですから、それでは困ると。

そういう形で、ちゃんと登記をし直してくれないかと、登記をした上での建築物じゃないとおかしいんじゃないかというふうにお話をしました。ということで、本人と農業委員会事務局と話し合っ、令和13年までにはきちんと登記をし直して、線引きをきちんとすると、ちょっと遅いとは思いますが、全部が全部できないので、そのこの部分のところで、オレンジの部分のところが残地として残っておりまして、そこに砂利を敷いているのももちろんそれは一応補正させます。剥がせましたんで、それからですからこの申請、またそこに敷いていいですかとか建物を建てていいですかという案内が農業委員会の方に来ると思う。そういうふうな理解でよろしいですか。

増田委員 真ん中の空いているところ。

各務委員 真ん中の空いているところですか。これはもう、それはもともとハウスを建てるという形で20年ぐらい前に申請を出して承認された。

増田委員 それはハウスだから、その変更の対象にならないと。

各務委員 私が答えるのはおかしいですが、ハウスの場合、コンクリートにしなければ変更しなくてもいいと、ご説明いただいたので。手前のその用地の手前にある白い部分は、農機具庫？としても、逆に申請が出ているそうです。それで、そこが空いているそうです。

増田委員 連続してないポイントを、ここの転用許可はする、ここは困る、というような話は作っちゃいかんと思うんです。

東部農政事務所 今、お話ありましたけども、オレンジ色、橙色が抜けている。左のものが既存のビニールハウスになっております。真ん中の四角二つあったところに抜けてありますけどもこれは農業用倉庫を建てるということで、以前、用途区分の変更ということで外している土地です。今回、橙を除きますと、左上のハウスだけが、用途区分が農地の土地として残る、というような形になっていくこととなります。

増田委員 建物の中で、許可が最初に建物が囲んでいるということはね、用途を変えてね。そしたらここ変えないっていう理由は、コンクリがないだけでその理由がある。

東部農政事務所 ハウスの中は耕していますんで農地用途区分が農地ということで残っている土地です。

増田委員 それができるのかな。

部会長 適切かどうかは疑問に思われると思うんですが、調査に行った段階でもうすでにそうされていたわけです。せめてこれくらいはしなさいとその指導のもとにですね、いろいろ新しい申請の書類が上がってきているわけですよ。こちらが一応指導しとる、ちゃんとしてくださいと。

増田委員 いつまで耕すとか農業委員会、管理できますか。

部会長 そこを建てる予定というから。

増田委員 そのあと、建ってしまったら中が見えない。ぐるっと回っているから。ビニールハウスをいつの間にかやめて、なんか別の用途に変更されて、確認ができますか。だからそんな許可を出していいのかっていう。何も見る方法はない。だから、ものの許可をね、入ってするのが普通なんですよ、ポイントだけ。ぐるっと回って囲ってしまっているから。

- 事務局 増田委員の質問に対して後程また、個別にご説明させていただきます。よろしくお願ひします。
- 平林委員 現地に行ったものは分かる。
- 河内委員 私もさっきから聞きよってさっぱりわからんし、これでその意見で、賛成かどうかとか言ってもね。賛成出ると思うんやけど。だんだんとわからなくなったんですけど、その方が言われたように、ここだけをね、そういうふうにして残すこと自体が、私もおかしいんじゃないかと思うんですよ。本来でいったら分筆か何かしてね。これは後々に絶対残る問題だと思いますので、本来なら私は分筆して登記すべきだと私は思いますけど。そのぐらいせないかんとじゃないですかね。
- 松根委員 違法行為の追認にはならないんですかね。
- 部会長 始末書で一応対応したということですね。追認はして・・・
- 松根委員 許可したら追認になるんやないかね。
- 事務局 すいません、その点については将来的には、おっしゃる通り、追認という形であります。
- 平林委員 もし許可せんのなら、これが、ここの赤い部分の登記が済んだ時点で、農業委員会として許可する。自分が勝手にどんどんしよって自分たちで話し合いを進めていってね、もう助成金までもらって、いずれ農業委員会もそこまでやるときゃ許可してくれると思って。
一応、農業委員会の権限として我々が、もうそれはここまでもちゃんと登記が済んでおらん限りは、許可せんと言ってもいいわけです。
- 各務委員 そのとおりで、施工の部分がおかしいから、始末書を書く時にそのときに、そこを出せていう私が言ったんです、事務局に。登記も終わってないのかっていうことで、相手とよく話してくれというふうにしてその事務局にお話したら、果たしてどうなのかとそんな経緯です。
- 部会長 少し休憩します。
- 【 休憩後 】
- 部会長 結論が出にくい問題というのが、もうすでに行為を行っているものについて、後から認めてくださいという話なんで、意見を言えばですね、そう言っていることが正しいんですよ。それをずっと言っても結論が出ないということもございますし、ひとつ私からのご提案ですが、この件はですね、運営委員の方にご一任いただけないだろうかという私の気持ちでございますが、いかがですか。

はい、ということで、ご一任をいただきましたので、運営委員さん。申しわけないんですが、会議終了後、お集まりいただきます。事務局何かございますか。

(事務局から連絡事項)

最後に何か皆さんございますか。私の方から今日はですね、ちょっといろんな問題で、部会の時間が結構押してしまいましたが、日頃ですね、特に問題なく早く終了したようなときはですね、ただ皆さん日頃疑問に思っていること、あるいは聞きたいこと、例えばですね、極端な話が3条とは何ですかというレベルでも結構ですし、自分のパトロールの相談を受けた、例えば先ほども出ましたが、その農家住宅や分家住宅やですね。

あるいは農業用倉庫の件とか、いろいろ委員会活動していると、その相談を受けることも多々あると思いますので、早く終わった時はですね、何かそういう皆さんの意見なり、質問内容に答えてやる時間がとれればと思っておりますので、次回からですね、早めに終わったら何かありましたら、遠慮せずにどんどん質問意見を挙げていただけたらと思います。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、31番小田委員と1番川江委員です。よろしくお願ひします。そのほかで何かございせんか。ほかになければ、これで、令和7年度第28回東部部会会議を閉会します。それでは会議を終了します。お疲れ様でした。